

変更届出書

令和8年4月8日

北九州市長 様

株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章
福岡市東区松田一丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミスターマックス小倉北店
所在地 北九州市小倉北区西港11-1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後10時
(変更後) 24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後10時30分
(変更後) 24時間

3 変更する年月日

令和8年5月1日

4 変更する理由

営業政策のため

